

関係者の役割

機器の所有者等

■全ての事務所、工場、店舗の皆さん

・パッケージエアコンなどの空調機器（エアコンディショナー）を使用していませんか？冷水機も業務用冷凍空調機器です。

■冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食品卸売業、飲食品小売業、飲食店、宿泊業などの皆さん

・業務用冷蔵庫、ショーケースなどの冷蔵機器又は冷凍機器を使用していませんか？

■総合リース業などの皆さん

・業務用冷蔵庫や空調機器のリースを行っていませんか？

フロン類を使用した業務用冷凍空調機器を所有している方は、これらの機器を廃棄するときに、第一種特定製品廃棄等実施者になります。

- ・処理費用を払って廃棄するときだけでなく、下取りに出す場合や非鉄金属スクラップ卸売業者等に売却する場合にも対象になるので注意して下さい。
- ・中古機器として売却する場合は廃棄等実施者に該当しません。この場合、売却先の中古機器販売店等が機器の所有者となり、再利用がなされずに廃棄等が行われる場合には、廃棄等実施者になります。
- ・なお、事務所などで使用されているものであっても、家庭用として製造された冷蔵庫・エアコンについては、家電リサイクル法に基づいてリサイクルされることとなりますので販売店にご相談下さい。

■第一種特定製品廃棄等実施者の役割

【フロン類の引渡しに関すること】

・機器の廃棄等の際には、自ら又は他の者に委託して、フロン類回収業者にフロン類を引き渡す必要があります。（法第19条） その際、フロン類の回収、破壊等に必要な費用を負担する必要があります。（法第37条）

【行程管理制度に関すること】

- ・機器廃棄時に、フロン類回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、フロン類回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等にフロン類回収を委託する場合は、委託確認書を交付する必要があります。（法第19条の3）
- ・受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、廃棄等実施者は予め再委託先を確認し、再委託承諾書を交付する必要があります。
- ・フロン類回収が終了すると、フロン類回収業者から引取証明書が交付されます。回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が回収業者から交付されなかった場合等には都道府県知事にその旨を報告する必要があります。報告の際は、回収依頼書又は委託確認書の写しを提出してください。（フロン類回収業者へのフロン類の引き渡し終了し、引取証明書の交付を受けるまでがあなたの責任です。）（法第20条の2 第4項）
- ・回収依頼書又は委託確認書の写し及び引取証明書を3年間保存する必要があります。（法第19条の3 第3項、第20条の2 第3項）（必要に応じて都道府県知事より提示を求められることがあります。これらの書類を保存していることがフロン類の回収をきちんと行った証拠になります。）

■その他の役割

- ・機器の整備を発生した際に、機器の整備者が引き渡したフロン類の回収、破壊等に必要な費用を負担する必要があります。（法第37条）
- ・建物の解体工事の発注者である場合には、解体工事の元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無の確認に対し、協力する必要があります。（具体的には設計書面の提示、建物への立入許可等です。）（法第19条の2）
- ・フロン類の回収には、フロン類の回収を依頼してから事前調査や必要機材・容器の選定準備などがあるため、一定の時間が必要となります。時間的余裕をもって回収を依頼するよう配慮して下さい。
- ・何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロン類をみだりに放出することは禁止されています。（法第38条）これに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。（法第55条）

機器の整備業者

■電気機械機具修理業、冷暖房設備工事業、冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食品卸売業、機械機具小売業などの皆さん

整備時にフロン類の回収作業を行うには、フロン類回収業の登録が必要です！

・修理や点検に伴ってフロン類が大気中に放出されるおそれがある場合はフロン類をあらかじめ回収することが必要であり、整備時のフロン類の回収も知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者でなければできません。（法第9条）これに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。（法第55条）

■こんなあなたは回収業者登録が必要です！

・機器の販売店、営業所、管理会社など

機器の修理・点検でフロン類の抜き取り作業を行っている場合

・大型冷凍冷蔵倉庫、大型施設など

社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の抜き取り作業を行っている場合

・工場、事業場など

加温、冷却などの工程で機器を使用しており、社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の抜き取り作業を行っている場合

■現在整備時に自らフロン類の回収を行っている事業者の皆さん

- ・第一種フロン類回収業者の登録を受けていない場合には、改正法施行後3ヶ月以内（平成19年12月31日まで）に都道府県知事への登録が必要です。（法第9条、法附則第3条）
- ・回収の際に、回収したフロン類の量等について記録し、毎年度都道府県に報告することが必要です（回収した後に当該機器に再充填した量は除きます）。（法第22条）
- ・当該機器に再充填しなかったフロン類については、自ら再利用又は破壊業者等に引き渡すことが必要です。（法第21条）

■整備時に自らフロン類の回収を行わない事業者の皆さん

・整備のためフロン類の回収が必要な場合は、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者に委託してください。（法第18条の2 第1項）